

(地Ⅲ4)

平成27年4月7日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽鳥 裕

### 保険者協議会について

保険者協議会につきましては、従来、平成16年12月9日付け保国発第1209001号国民健康保険課長通知「保険者協議会について」に基づき、各都道府県において設置されております。また、地域の実情に応じ都道府県医師会等の参画を得ながら運営されてきたところです。

今般、医療法の改正において、都道府県は医療計画（地域医療構想を含む）の策定又は変更に当たり、保険者協議会の意見を聽かなければならることとされたことを踏まえ、高齢者の医療の確保に関する法律の改正が行われ、平成27年4月1日以降、保険者協議会が法定化されることとなりました。

これに伴い、別添のとおり当該内容等を盛り込んだ保険者協議会開催要領等を定めた旨、厚生労働省当局より都道府県関係部局に対し通知され、本会あてにも情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

当該開催要領においては、都道府県における医療計画の策定及び変更に関する意見提出のための保険者協議会の開催にあたっては、構成員は保険者及び保険者関連団体の代表者とすることが記載されておりますが、各都道府県の裁量により、医療計画の策定等に係る議論に都道府県医師会等の医療関係者が加わることは認められますので、積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。なお、当該意見提出に係る議決には参加できないこととなっております。

今回の規定による保険者協議会の意見聴取は、あくまで医療保険者としての意見という趣旨からこのような対応となっていますが、医療法（改正後の医療法第30条の4第13項）においては、都道府県は、医療計画（案）の作成段階から、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聽かなければならないと規定されていることから、都道府県医師会の意見を反映する場は別途設定されていることを申し添えます。

貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

保 保 発 0326 第 1 号  
保 国 発 0326 第 1 号  
保 高 発 0326 第 1 号  
保 連 発 0326 第 1 号  
平成27年3月26日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局保 險 課 長  
國民健康保険課長  
高齢者医療課長  
医療介護連携政策課長  
( 公 印 省 略 )

#### 保険者協議会について

保険者協議会については、「保険者協議会について」（平成16年12月9日付け保国発第1209001号国民健康保険課長通知）に基づき、各都道府県において組織されているところであるが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）において、平成27年4月1日以降、保険者協議会が法定化されるとともに、都道府県が医療計画を策定又は変更する際は、保険者協議会の意見を聴かなければならぬこととされたところである。これを踏まえ、今般、保険者協議会開催要領を別添1のとおり定めるとともに、都道府県保険者協議会設置運営規程の様式例を別添2-1から2-3までのとおり示すこととしたので、内容を御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、「保険者協議会について」（平成16年12月9日付け保国発第1209001号国民健康保険課長通知）は平成27年3月31日限り廃止する。

## 別添 1

### 保険者協議会開催要領

#### 1 趣旨

保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）は、これまで保健事業を行ってきたところであるが、都道府県ごとに健康寿命の格差や医療費の違いがある中で、都道府県単位で各保険者が共通認識を持ち、行政や医療関係者等の協力を得ながら、生活習慣の改善から始める健康づくりの推進等について整合的な対応を行うことが求められている。特に、データヘルス事業（レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための保健事業）の実施に当たり、保険者協議会においては、各保険者でのデータヘルス事業の底上げに資する取組を実施するとともに、加入者としての生涯を通じた健康管理を進める観点から、保険者種別にかかわらず、保険者間での課題の共有やそれに基づく取組の推進を図っていく必要がある。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）による高確法の改正において、平成27年4月1日以降、保険者協議会が法定化されるとともに、医療介護総合確保推進法による医療法（昭和23年法律第205号）の改正において、都道府県は医療計画の策定又は変更に当たり、保険者協議会の意見を聴かなければならないこととされたところである。

これらを踏まえ、高確法第157条の2第1項の規定に基づき、保険者の連携協力を円滑に行うため、都道府県内の保険者を代表する者等を委員として、都道府県ごとに保険者協議会を開催する。

#### 2 構成等

- (1) 保険者協議会は、都道府県ごとに設置するものとし、保険者協議会の委員は、次の者のうちから、都道府県の実情に配慮した上で構成する。
  - ① 全国健康保険協会都道府県支部を代表する者
  - ② 健康保険組合を代表する者
  - ③ 国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者
  - ④ 国民健康保険組合を代表する者
  - ⑤ 共済組合を代表する者

- ⑥ 都道府県後期高齢者医療広域連合を代表する者
- ⑦ 健康保険組合連合会支部を代表する者
- ⑧ 国民健康保険団体連合会を代表する者
- ⑨ 都道府県担当部署

(2) 3(2)に係る事務については別途定める様式例を参考に(1)①から⑧までに掲げる者が行うものとする。

(3) 保険者協議会は、必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び栄養士会並びに学識経験者等の参画及び助言を求めるここととする。

なお、今後保険者において生活習慣病の重症化予防の取組等を進めていくことが期待されているが、その際には医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会などの関係団体との連携が不可欠であることから、保険者協議会についても、これらの団体の参画及び助言も得ながら開催していくことが望まれる。

### 3 主な事務内容

保険者協議会は、次の事務を行うものとする。

#### (1) 高確法における事務

- 一 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- 二 保険者に対する必要な助言又は援助
- 三 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析

#### (2) 医療法における事務

都道府県における医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出

### 4 保険者協議会の運営

- (1) 保険者協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会務を総理し、保険者協議会を代表する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

### 5 議事

- (1) 保険者協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

(2) 保険者協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## 6 費用の負担

保険者協議会の運営等に要する経費については、保険者協議会を構成する関係者が応分に負担する。

## 7 その他

保険者協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、2(1)①から⑨までに掲げる委員間において協議する。

医療計画に係る議事について保険者協議会の委員を  
限定して審議する場合

## 別添2－1

### ○○県保険者協議会設置運営規程

#### (目的)

第1条 ○○県保険者協議会は、○○県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、○○県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出を行うことを目的とする。

#### (事業)

第2条 ○○県保険者協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出

#### (構成)

第3条 ○○県保険者協議会は、都道府県ごとに設置するものとし、次の者を委員として構成する。

- (1) 全国健康保険協会都道府県支部を代表する者
- (2) 健康保険組合を代表する者
- (3) 国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者
- (4) 国民健康保険組合を代表する者
- (5) 共済組合を代表する者
- (6) 後期高齢者医療広域連合を代表する者
- (7) 健康保険組合連合会支部を代表する者
- (8) 国民健康保険団体連合会を代表する者
- (9) 都道府県担当部署

2 ○○県保険者協議会は、第2条第4号に掲げる事項に関する議事を行う場合を除き、必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び栄養

士会の関係者並びに学識経験者等の参画及び助言を求めることができる。

- 3 第2条第4号に掲げる事項については、第1項第9号に掲げる者は議決権を有さないものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は〇年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(〇〇県保険者協議会の運営)

第5条 〇〇県保険者協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、〇〇県保険者協議会を代表する。  
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 〇〇県保険者協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 〇〇県保険者協議会の議事は、委員のうち会議に出席したもののは過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(費用の負担)

第7条 〇〇県保険者協議会の運営等に要する経費については、〇〇県保険者協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第8条 〇〇県保険者協議会の事務を処理するため、〇〇内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この運営規程に定めるもののほか、〇〇県保険者協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附 則

- 1 この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第7条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。

医療計画に係る議事について保険者協議会の委員  
の議決権を限定する場合

## 別添2－2

### ○○県保険者協議会設置運営規程

#### (目的)

第1条 ○○県保険者協議会は、○○県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、○○県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出を行うことを目的とする。

#### (事業)

第2条 ○○県保険者協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出

#### (構成)

第3条 ○○県保険者協議会は、都道府県ごとに設置するものとし、次の者を委員として構成する。

- (1) 全国健康保険協会都道府県支部を代表する者
- (2) 健康保険組合を代表する者
- (3) 国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者
- (4) 国民健康保険組合を代表する者
- (5) 共済組合を代表する者
- (6) 後期高齢者医療広域連合を代表する者
- (7) 健康保険組合連合会支部を代表する者
- (8) 国民健康保険団体連合会を代表する者
- (9) 都道府県担当部署
- (10) その他関係者

2 前項第10号のその他関係者は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会

及び栄養士会の関係者並びに学識経験者等とする。

- 3 第2条第4号に掲げる事項については、第1項第9号及び第10号に掲げる者は議決権を有さないものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は〇年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(〇〇県保険者協議会の運営)

第5条 〇〇県保険者協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、〇〇県保険者協議会を代表する。  
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 〇〇県保険者協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 〇〇県保険者協議会の議事は、委員のうち会議に出席したもののは過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(費用の負担)

第7条 〇〇県保険者協議会の運営等に要する経費については、〇〇県保険者協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第8条 〇〇県保険者協議会の事務を処理するため、〇〇内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この運営規程に定めるもののほか、〇〇県保険者協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附 則

- 1 この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第7条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。

医療計画に係る議事について専門部会を設置し  
審議する場合

## 別添2－3

### ○○県保険者協議会設置運営規程

#### (目的)

第1条 ○○県保険者協議会は、○○県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、○○県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出を行うことを目的とする。

#### (事業)

第2条 ○○県保険者協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出

#### (構成)

第3条 ○○県保険者協議会は、都道府県ごとに設置するものとし、次の者を委員として構成する。

- (1) 全国健康保険協会都道府県支部を代表する者
- (2) 健康保険組合を代表する者
- (3) 国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者
- (4) 国民健康保険組合を代表する者
- (5) 共済組合を代表する者
- (6) 後期高齢者医療広域連合を代表する者
- (7) 健康保険組合連合会支部を代表する者
- (8) 国民健康保険団体連合会を代表する者
- (9) 都道府県担当部署
- (10) その他関係者

2 前項第10号のその他関係者は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会

及び栄養士会の関係者並びに学識経験者等とする。

(任期)

第4条 委員の任期は〇年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(○○県保険者協議会の運営)

第5条 ○○県保険者協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、○○県保険者協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

(専門部会の運営)

第6条 ○○県保険者協議会は、第2条第4号に掲げる事項について検討を行うため、専門部会を設置する。

- 2 専門部会に属すべき委員は、第3条第1項第1号から第8号までに掲げる者をもって構成する。
- 3 専門部会に専門部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 5 専門部会長に事故があるときは、専門部会に属する委員のうちから当該専門部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 ○○県保険者協議会はその定めるところにより、専門部会の議決をもって当該協議会の議決とすることができます。

(議事)

第7条 ○○県保険者協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 ○○県保険者協議会の議事は、委員のうち会議に出席したもののは過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、専門部会の議事に準用する。

(費用の負担)

第8条 ○○県保険者協議会の運営等に要する経費については、○○県保険者

協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第9条 ○○県保険者協議会の事務を処理するため、○○内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この運営規程に定めるもののほか、○○県保険者協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附 則

- 1 この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第8条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。

都道府県別構成団体・オブザーバー内訳（平成27年3月アンケート結果）

	構成団体												オブザーバー								
	① 市町 村国 保	② 健保 連等	③ 協会 けん ぽ	④ 各共 済組 合	⑤ 国保 組合	⑥ 国保 連	⑦ 都道 府県	⑧ 広域 連合	⑨その他の関係団体						① 医師 会	② 歯科 医師 会	③ 薬剤 師会	④ 看護 協会	⑤ 栄養 士会	⑥ 学識 経験 者	⑦ その他の関係団体
									医師 会	歯科 医師 会	薬剤 師会	看護 協会	栄養 士会	その他							
北海道	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○	○	○	○	厚生局 道担当課
青森県	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○									○	県担当課
岩手県	○	○	○	○	○	○									○	○	○		○	○	県担当課 広域連合
宮城県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○	○	○	○	県担当課 市町村担当課 厚生局
秋田県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○			○	県担当課
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	県担当課
福島県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○		○	○	県担当課 市町村担当課
茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	県担当者
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○		○	○	県担当課
埼玉県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○	○	○	○	県担当課 市町村担当課
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○				
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
新潟県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○		○	○	県担当課

都道府県別構成団体・オブザーバー内訳（平成27年3月アンケート結果）

	構成団体											オブザーバー										
	① 市町 村国 保	② 健保 連等	③ 協会 けん ぽ	④ 各共 済組 合	⑤ 国保 組合	⑥ 国保 連	⑦ 都道 府県	⑧ 広域 連合	⑨その他の関係団体						① 医師 会	② 歯科 医師 会	③ 薬剤 師会	④ 看護 協会	⑤ 栄養 士会	⑥ 学識 経験 者	⑦ その他の関係団体	
									医師 会	歯科 医師 会	薬剤 師会	看護 協会	栄養 士会	その他								
富山県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○		○	○	県担当課	
石川県	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○		
福井県	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○		
山梨県	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○			○		
長野県	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○		
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	県保健所 学識経験者					○	○	広域連合 県担当課 市町村担当課 保健事業推進組織
静岡県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○	○	○	○	○	県担当課 保健師会
愛知県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○			○	○	県担当課 厚生局
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
滋賀県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○				○	県担当課
京都府	○	○	○	○	○	○	○								○	○	○	○	○	○	○	広域連合
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○			○		
兵庫県	○	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○	○	○	県担当課 広域連合
奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○			○		
和歌山県	○	○	○	○	○			○							○	○	○				○	県担当課 病院協会 市町村担当課

都道府県別構成団体・オブザーバー内訳（平成27年3月アンケート結果）

	構成団体											オブザーバー									
	① 市町 村国 保	② 健保 連等	③ 協会 けん ぽ	④ 各共 済組 合	⑤ 国保 組合	⑥ 国保 連	⑦ 都道 府県	⑧ 広域 連合	⑨その他の関係団体						① 医師 会	② 歯科 医師 会	③ 薬剤 師会	④ 看護 協会	⑤ 栄養 士会	⑥ 学識 経験 者	⑦ その他の関係団体
									医師 会	歯科 医師 会	薬剤 師会	看護 協会	栄養 士会	その他							
鳥取県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○			○	県担当課
島根県	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	
岡山県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○	○	○	○	県担当課
広島県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○		○	○	県担当課 支払基金 国保診療施設協議会
山口県	○	○	○	○	○	○		○	○							○	○		○	○	県担当課
徳島県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○	○	○	○	県担当課
香川県	○	○	○	○	○	○		○							○	○	○	○	○	○	県担当課 国保診療施設協議会
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○		○		
高知県	○	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○	○	県担当課
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○								○	○				
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	市町村担当課
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○		
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○								○				○	県担当課

都道府県別構成団体・オブザーバー内訳（平成27年3月アンケート結果）

	構成団体												オブザーバー								
	① 市町 村国 保	② 健保 連等	③ 協会 けん ぽ	④ 各共 済組 合	⑤ 国保 組合	⑥ 国保 連	⑦ 都道 府県	⑧ 広域 連合	⑨その他の関係団体						① 医師 会	② 歯科 医師 会	③ 薬剤 師会	④ 看護 協会	⑤ 栄養 士会	⑥ 学識 経験 者	⑦ その他の関係団体
									医師 会	歯科 医師 会	薬剤 師会	看護 協会	栄養 士会	その他							
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○						○	保健事業関係者 (H27は医師会)		○	○	○	○	
沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	○									○	○	○	○	
合計	47	47	47	47	47	46	26	42	10	6	6	1	1	2		34	39	40	21	21	29
																					29

※健保連等：健保連支部、健康保険組合

※各共済組合：地共済、私学共済、国共済等

※都道府県において、構成団体とオブザーバーの両方に「○」があるのは担当課が相違しているためである。

※北海道：構成団体⑧広域連合については、オブザーバーで参画しているが平成27年4月から構成団体として参画予定。